

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神山町長 河野 雅 俊

市町村名 (市町村コード)	神山町 (363421)	
地域名 (地域内農業集落名)	上分地区 (本根川、府殿上、坂丸、江畠、入手、名、西久地、名ヶ平、一宇夫、川又西、川又中、川又東、門屋、江田東、江田西、中津、大中尾、府殿下、金泉北、川又南、金泉南、西ノ名)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月17日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ○農業従事者が高齢化や減少傾向にあり、後継者が不足している。 ○傾斜地・不整形、狭小等、条件の悪い農地が多く、機械化が困難であり、集約や効率化ができない。また、進入路や園内作業道が整備できていない。 ○鳥獣被害が多く発生している。 ○農地周辺の木が大きくなり日が当たらなくなっている。 農業者: 123人(うち50歳代以下1人)

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ○上分地区に認定農業者や認定新規就農者がいるが、大きな規模拡大は困難であるため、基本的には集落ぐるみで地域の農業者が農地を担っていく。 ○新規就農を希望する農業者の受け入れを積極的に促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	124 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸付希望のある農地については農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
—
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農を希望するものや規模拡大を希望するものについては農地中間管理機構を活用し、集約化を図る他、地域に定着できるよう関係団体が積極的にサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

○鳥獣害被害防止総合対策支援事業等を活用し被害防止対策や、町補助による被害防止策の導入に取り組むほか、捕獲活動についても積極的に取り組む。
 ○本町を代表する特産物である「すだち」の生産を積極的に推進し、収益性の高い生産に取り組む。